

平成23年 1月19日

平成23年

第 1 回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成23年第1回教育委員会定例会会議録

平成23年1月19日午後2時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

櫻井光政	委員	委員長
野口和矩	委員	委員長職務代理者
横川敏男	委員	
藤崎雄三	委員	
鈴木清子	委員	
清水繁	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	金子 武 史
教育地域力・スポーツ振興担当部長	佐藤 一 義
教育総務課長	松本 秀 男
施設担当課長	西野 正 成
教育事務改善担当課長	福本 英 也
学務課長（私学行政担当課長兼務）	菅 三 男
校外施設整備担当課長	星 光 吉
指導課長（教育センター所長兼務、 幼児教育センター所長兼務）	小黒 仁 史
社会教育課長	榎田 隆 一
大田図書館長	原 聡

計 10 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第1回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 櫻井光政

○委員長

ただいまから、平成23年第1回教育委員会定例会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしている。よって会議は成立している。

なお、本日は大田ケーブルテレビから取材の申し込みがあり、教育委員会について区民に広く周知する良い機会になると捉え、編集等によりその内容に誤解が生じないように留意することを条件に撮影を許可している。

次に、会議録署名委員に横川委員を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から報告を求める。

○教育長

今日は、平成23年第1回教育委員会定例会なので、今年1年間、教育委員会としてこういう方向で進めていきたいという考え方を示したいと思う。

平成21年6月に策定した「おおた教育振興プラン」の計画期間は、平成21年6月から平成25年3月までとなっており、今年は計画期間の中間点に当たる。これまで六つのアクションプランについて着実に取り組んでいるが、それぞれの取組の現状についてしっかり把握して、成果と問題点を十分検証していきたいと思う。問題点について、今から改善案を準備していこうと考えている。特に基礎学力の向上と不登校対策、体力の向上は「おおた未来プラン10年」の中でも目標を明確にしている。数字で見られる面もあるので、これを手がかりにしながら、この事業がどこまで進んでいるかを検証していきたいと思っている。

また、社会教育分野においては、大田区総合体育館を完成させて、運営をスタートするという大事な使命を帯びている年でもあり、スポーツ振興計画を策定していくということもある。今年は、様々な課題を抱えながらスタートする年だと考えている。

「おおた教育振興プラン」の成果を着実に上げるためには、各学校、組織が元気に活動していくということが前提になると思っている。そのためには、各学校が組織の三原則に則り、うまく動いているかどうかを検証していく必要があると思う。その三原則の一つ目は、各学校が教育振興プランを基にして、学校ごとに各教員、事務職を含めた職員が目標を共有していることである。二つ目は、教員一人ひとりがこの目標を達成しようとする意欲を持って、互いに協力しあっているということである。三つ目は、管理職がチームをまとめる、リーダーシップを発揮しているということが大事である。すなわ

ち、チームとしての職員集団を良好な人間関係で形成している、風通しのよい職場にして、活発な意見交換ができるような状況になっている、個々の教員に対して、モチベーションを高める指導を行っており、フォーマル、インフォーマルの面におけるコミュニケーションが十分、活発に行われている学校であるかどうかの一つの指標になっていると思う。

学校が元気に活動していれば、その教育効果は子どもたちに及ぶ。現状においては、管理職のリーダーシップという点では若干、問題もある。教員の集団が十分にまとまっていなくてチームワークがとれていないとか、お互いに十分コミュニケーションがとれていないという結果、やはり一部の学校においては十分な指導ができていないところもある。

また、教育委員会としては、学校の現場情報を正確かつ迅速に把握できるような体制をとっていかないと、問題がこじれてしまうことも起こり得るので、現場情報を正確かつ迅速に把握するための仕組みも十分、検討する必要があると思っている。

最後に、教員と校長の心のケアをどうするかということも、大きな問題だと思っている。子どもたちのためのメンタルヘルスチェックを開始して効果は出ているが、一方で校長も含めた教職員に対するケアもしていかなければならない。教職員の責任感が強いメンタリティの中で、相談する相手がなかなかいないとなると孤立することも見られる。教職員も子どもたちも元気な大田区の教育を実現したいと考えている。

○委員長

ただいまの教育長の報告に、意見、質問はあるか。

○野口委員

年頭の定例会ということで、心新たに取組んでいきたい。

近頃は、大田区を希望する教員も増えてきているようだ。人が学校を動かし、子どもたちを成長させると思っている。是非、4月の教員、校長、管理職の人事異動に関して、立派な人材が大田区に配属されるように、対応をお願いしたい。同時に、区内での適材適所の異動を考えていただきたい。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

では、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

## 日程第2 「部課長の報告事項」

### ○委員長

部課長の報告を求める。

### ○学務課長

資料) 平成23年度新一年生指定校変更申請受付件数(1月8日・9日・11日受付分)

1月8日、9日、11日に平成23年度の新一年生の指定校変更の受け付を行った。3日間の受付期間中の受付件数は、小学校728件、中学校873件、合計1,601件である。

12月1日現在の23年度新一年生の状況は、小学校4,586人、中学校3,554人となっている。22年度は、平成21年12月1日現在で小学校4,561人、中学校3,522人であった。

### ○社会教育課長

資料) 平成22年度 大田文化祭実施結果

昨年秋に開催した大田区文化祭の結果について、報告する。実施部門は「書道展」など計13部門で、このうち「動画上映の集い」は、昨年度は試行開催、本年度から本開催である。実施日は10月8日から11月21日までで、出場者数は3,647名、来場者数は10,155名、計約14,000名の方に文化祭に参加していただいた。昨年度の人数と比較すると、合計ではほぼ同数であった。一日のみ開催した部門で来場者数が多かったのは、「合唱祭」「管弦楽の調べ」「吹奏楽祭」である。

### ○委員長

ただいまの報告に意見、質問はあるか。

### ○野口委員

指定校変更の児童・生徒が減少傾向にあるようだが、地域の学校へ通学する児童・生徒が増加傾向にあると理解してよいか。

### ○学務課長

それについては、まだ正確に分析できていないが、昨年より指定校変更の児童・生徒は少なくなっている。申請受付時に出された要望で一番多かったのは、学区域に関することである。これは、指定校より指定校変更希望校のほうが、自宅からの距離が近いので、改善してほしいというものだ。今年度の新一年生指定校変更申請受付件数は、昨年より74人減となっているが、大きな変化ではなく、その地域における子どもの出現の関係から減少したものと想定している。

○委員長

文化祭の出場者数が各部門ともに横ばいの中、合唱祭への参加者が随分増えているが、何か取り組みなど顕著なことがあったのか。参加者を増やすための良いアイデアがあったら、それを普及したらいいと思う。

○社会教育課長

合唱祭へは、区内の各合唱サークルが参加しているが、合唱連盟の呼びかけに応じて例年、参加していないグループも発表の場として参加しているので、PRの仕方がよかったのではないかと思う。実際のところは、調べてみないとわからない。

○委員長

参加者が増えた理由がわかったら、教えてほしい。その方法を各部門に伝えると、文化祭が盛んになると思う。

○教育長

合唱祭の出品数が105点というのは何か。

○社会教育課長

出品数は曲目数である。同じ団体が2、3曲歌っている。

○教育長

ほかは曲とか演目となっているので、修正したほうがいい。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

では、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

では、承認する。

### 日程第3 「議案審議」

○委員長

それでは、第1号議案について事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第1号議案 平成23年度 教育に関する予算要求原案について説明する。資料の数字は、1月18日現在の案である。今後、若干変動する可能性もある。

1 区一般会計歳入予算（案）

23年度の予算額は6億7,933万1,000円で、22年度に比べて8,693万3,000円減、率にして11.3%減である。主なものは、国庫補助金の関係で嶺町小学校と東矢口小学校のプールなどが増になり、千鳥小学校のトイレの補助金が減になっている。小学校費補助金では1,510万2,000円増である。同じく国庫補助金の中学校費補助金、羽田小学校の校舎と給食の国庫補助が約1億8,000万円程度減額になっている。ただし、羽田小学校のプールが750万円ほど増になるので、トータルでは1億6,904万円の減である。国庫補助金では、私立幼稚園の就園奨励費である幼稚園費の補助金が1,460万3,000円増である。都の補助金は、私立幼稚園の保護者負担軽減補助が5,674万1,000円増で、トータルでは8,693万3,000円減である。

2 区一般会計歳出予算（案）

歳出は、23年度予算額が196億4,647万7,000円である。22年度当初予算額と比べると22億2,599万3,000円増、率にして12.8%増である。

(1) 教育総務費は、23年度予算額が33億2,476万8,000円で、前年度比1億1,648万円増である。主なものは、学校運営システムが8,300万円ほど、理科教育の充実が330万円ほど、就園奨励費補助が8,300万円ほどの増になっていて、教育総務費全体では1億1,648万円増である。

(2) 小学校費は、58億4,421万9,000円で、前年度比6億9,285万5,000円増である。主なものは、嶺町小学校の校舎改築が4億7,400万円ほど増、矢口東小学校、仲六郷小学校のプールの改築が2億4,500万円ほど増で、ほかを合わせて、6億9,285万5,000円増である。

(3) 中学校費は、31億3,737万9,000円で、前年度比11億5,597万5,000円減である。主なものは、羽田中学校の校舎改築の経費が約10億7,000万円減になっている。ただし、羽田中学校の外構工事、プールの改築工事が3億4,800万円ほど増になっている。こうしたものをあわせて11億5,597万5,000円減である。

(4) 校外施設費は、2億6,001万5,000円で、前年度比2,534万9,000円増である。主なものは伊豆高原学園の代替施設とする伊豆高原荘の維持管理費が1,028万円ほど増、伊豆高原荘の改修工事費などが1,500万円増である。これらをあわせまして2,534万9,000円増である。

(5) 社会教育費は、17億9,918万6,000円で、前年度比1,504万1,000円増である。主なものは、学校支援地域本部事業のモデル校増の経費が640万円ほどである。大田図書館の空調費、あるいは床工事といった工事費をあわせて、1,504万1,000円増である。

(6) 社会体育費は、52億8,091万円である。前年度比25億3,224万3,000円増である。

主なものは大田区総合体育館建設費25億5,000万円余である。合計で25億3,224万3,000円増となっている。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第1号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

では、第1号議案について、原案どおり決定する。

続いて、第2号議案について、事務局からの説明を求める。

○教育総務課長

第2号議案 平成22年度 第四次補正予算要求原案について、説明する。

1 区一般会計歳出(案)

- (1) 学校運営システムは、補正前の額が9,557万円、補正額5,414万6,000円減、補正後金額が4,142万4,000円である。補正理由は、学校運営システムの構築設計を委託する業者選定のための事務作業に時間を要し、構築・設計を年度内に実施することが難しくなったため、構築設計予算を減額する。これにより、約3,800万円余減である。また、業者選定に関わる事務作業の一部を専門業者に委託するため増額、1,100万円余増とし、配管工事につきましては契約落差が生じたため1,960万円余減である。ほかにも若干減額のものがあり、全体としては、補正額5,414万6,000円減である。
- (2) 就園奨励費補助は、補正前の額が4億7,132万3,000円、補正額7,024万7,000円増、補正後金額5億4,157万円である。補正理由は、支給対象者の増加によるもので、この人数は590人である。
- (3) 校舎の改築・改修及び屋内運動場等の整備で、補正前の額が1億7640万1,000円、補正額8,682万9,000円減、補正後金額8,957万2,000円である。補正理由は、嶺町小学校改築工事実施設計委託契約落差及び仲六郷小学校プール改築その他工事実施設計委託契約落差、並びに嶺町小学校仮設校舎借り上げ料が不要となったためである。
- (4) 小学校費の校舎の改築・改修及び屋内運動場等の整備は、中学校費である。補正前の額が15億689万9,000円、補正額1億746万円減、補正後金額13億9,943万9,000円である。補正理由は、校舎の改築で、羽田中学校改築工事の設計変更により不用額が生じたため、6,420万円減である。プールの改築も羽田中学校だが、改築工事の前払い金を一部部分払いに変更し、不用額が生じたため、4,326万円減である。

- (5) 小学校費の就学援助費は、補正前の額が4億6,151万6,000円、補正額3,177万5,000円増、補正後金額4億9,329万1,000円である。補正理由は、就学援助受給者増による。約500人増である。給食費補助2,221万円、学用品費等補助956万5,000円である。
- (6) 中学校費の就学援助費は、補正前の額が3億9,039万8,000円、補正額6,119万4,000円増、補正後金額4億5,159万2,000円である。理由は、就学援助受給者増によるもので、約520人増である。給食費補助が2,786万1,000円、学用品費等補助3,070万6,000円、移動教室参加費等補助が262万7,000円である。
- (7) 大田区総合体育館の建設は、補正前の額が23億2,253万1,000円、補正額10億8,280万円減、補正後金額12億3,973万1,000円である。補正理由は、工事請負費の年度割額は予算編成時に工事出来高を想定して算出しているが、実際の執行可能額は各階毎の出来高によるため、検査範囲に含められない部分が多かったこと、及び残土処分の調整のために工程の見直しを行う必要が生じた。今年度よりも来年度の施工予定が増えたため、工事費の今年度執行額が減少した。
- 区一般会計歳出(案)の合計は、補正前の額が54億2,463万8,000円、補正額11億6,801万9,000円減、補正後金額42億5,661万9,000円である。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

では、第2号議案について、原案どおり決定してよいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第2号議案について、原案どおり決定する。

続いて、第3号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第3号議案 自己情報開示等決定処分に係る審査請求に対する裁決について、説明する。審査請求人の名前については、プライバシーの関係もあり、伏せて説明する。

まず、提案理由は、審査請求人が平成21年12月11日付けで提起した自己情報開示等決定処分に対する審査請求について、行政不服審査法第40条第1項の規定に基づき裁決を行う必要があるため、この案を提出する。

次に、裁決(案)の経過から説明する。平成21年11月24日付けの自己情報開示等請求書の内容は、平成20年度「公文書・自己情報開示請求運用状況」記載の実施機関・教育委員会の請求案件にかかる不服申立書の開示請求があった。

自己情報開示等請求書に対して、平成21年12月2日付けで自己情報開示等決定通知書を教育長名で出している。この決定の内容は、開示の請求に応じるということで、全部開示すると通知した。ところが、欄外の「注1 当日は、この通知書と請求者本人であ

ることを証明する書類を持参してください。」という教示を後日、審査請求人が問題にする。審査請求人本人は受け取りに来なかったが、実際に全面開示しようとしたものは3件であった。

自己情報開示等決定通知書に対して、平成21年12月11日付けで異議申立があった。理由は、「開示の決定にあたり不当な条件を付された。」とあり、これが先程の欄外の注書きを指している。大田区教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則第7条（開示等の請求方法）第2項には、条例第22条第1項に規定する本人であることを明らかにするために必要な書類は、次の各号に掲げるもののいずれかとするとあり、（1）官公署の発行した免許証等の身分証明書、（2）教育長が請求者に対し、文書で行った照会に対する回答書、（3）その他教育長が適当と認める書類のいずれかとなっている。

異議申立の内容は、「第8条（第7条を指す。）によれば（1）身分証明書、（2）請求に対する回答書、（3）その他の書類のいずれか一つの提示で足りる規則で定めているにもかかわらず、第3号様式の通知書注意書きでは2つとも提示するよう条例規則に反した不当な条件を付している。（中略）については、異議申立てを行い、下記の措置を要求する。1 区民・納税者に対して混乱と不快の念を与えた旨を謝罪するとともに、矛盾する条例規則を改正せよ。2 条例に違反する本件処分を撤回し、請求者に謝罪するとともに、不当な条件を除いた決定通知を改めて出せ。3 矛盾した本規則を制定し、振りかざし、窓口で開示拒否を続ける教育長・清水繁以下、全職員を処分せよ。」（原文どおり）となっている。

平成22年1月25日付けの教育長から教育委員会へ提出している弁明書には、次のとおり記載している。

2 弁明の趣旨 「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

6 本件審査請求に関する意見（1）本件審査請求の争点は、通知書及び本人確認書類の二つの書類の提示を求めることは、①規則本文にではなく、規則様式の欄外に記載された注意書きで新たな条件が付加されたことは条例規則に反した不当な条件である。②請求者本人であることを明らかにする書類として、規則第7条第2項では、第1号「官公署の発行した免許証、許可証または身分証明書で、写真に浮き出しプレスによる証印のあるもの、または写真を特殊加工してあるもの」、第2号「教育長が請求者に対し、文書で行った照会に対する回答書」、第3号「その他教育長が適当と認める書類」のいずれかと規定されているにもかかわらず、二つ以上の書類の提示を求められている。の2点にある。（2）次の理由により本件処分は適法かつ妥当なものである。ア 争点①について、規則本文になくとも様式も規則と一体で、規則の別記様式として定められているものは、正に規則で定められていることになるため、規則第8条第1項に定める自己情報開示等決定通知書（別記第3号様式）の注意書きは規則本文と矛盾するところがなく適法であり、条例規則に反した不当な条件には当たらない。イ 争点②について、規則第7条第2項第2号に定める「教育長が請求者に対し、文書で行った照会に対する回答書」とは、（中略）本人に対し請求の事実について郵送により文書で照会した際の本人の回答書を指しているのであって、自己情報開示等決定通知書を指すものではないことから、本人確認のために二つ以上の書類を提示することを義務付けていることには当たら

ない。

請求人から口頭意見陳述をしたいという申し出があり、昨年5月18日に口頭意見陳述を行ったが、これまでと同様のことを述べている。大田区役所内で仄聞したうわさ話に触れておく必要があるという内容については、本件とは無関係と思われるので割愛する。

平成22年12月22日付けで大田区諮問第42号に係る情報公開・個人情報保護審査会の意見について大田区情報公開・個人情報保護審査会から報告があった。この報告が教育委員会へ届いたのは12月27日である。この報告の内容は、次のとおりである。

- 1 審査会の意見 本件審査請求人は、大田区教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則第8条第1項に定める自己情報開示等決定通知書（別記第3号様式）の下段注（1）の記載内容は、条例規則に反した不当な条件を付したものであり違法であるとするが、同「別記第3号様式」は、上記規則の一部となっていると解されるから、その記載内容が規則に違反していると言うことはできない。

また、そもそも本件審査請求に係る処分は、自己情報開示等請求に係る全部開示決定処分であり、本件処分が取り消されることにより救済されるべき自己の権利または利益を有していないから、行政不服審査法の規定に基づき不服申し立てをすることができる処分とは言えず、大田区個人情報保護条例第27条第2項に規定する、当審査会へ諮問し、その議を経て裁決を行わなければならない不服申し立てには当たらない。

このことから、本件は、当審査会へ諮問されるべきものではない。

大田区個人情報保護条例第27条第2項では、不服申立てがあった場合は、原則として大田区情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとしている。ただし、明らかに不適當であるときは諮問しなくてもいいとしている。この審査会の意見は、簡単に言うと諮問の必要はないということだ。

これを受けて、裁決（案）は次のとおりである。

審査請求人が平成21年12月11日付けで提起した自己情報開示決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。主文 本件審査請求を却下する。第1 審査請求の趣旨及び理由 1 審査請求の趣旨 2 審査請求の理由 第2 審査庁の認定事実及び判断 1 認定事実 2 判断 （1）不服申立てを提起できるのは、「行政庁の違法または不当な公権力の行使に当たる行為」によって、「権利または利益が侵害された者」である、然るに、本件審査請求に係る処分は、自己情報開示決定についての全部開示決定処分であり、「処分」が取り消されることにより救済されるべき自己の権利または利益を有していないのであるから、行政不服申立ての対象となる「処分」とはいえない。（2）なお、教育長が作成した自己情報開示等決定通知書の注意書きにおいて、（中略）規則本文と矛盾するところがなく、適法であり、条例規則に反した不当な条件には当たらない。（3）規則第8条第1項に定める自己情報開示等決定通知書の注1で、自己情報開示等決定通知書と請求者本人であることを証明する書類を持参することを求める理由は、自己情報開示等決定通知書により決定案件の迅速な特定及び決定内容の確認を行い、請求者本人であることを証明する書類により個人情報他人に流出することを防ぐことを目的としているものである。3 よって、本件審査請求は不適法であるので、行政不服審査法第40条第1項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

○野口委員

この件は、長くかかったが、これで決着がついたと理解していいか。専門の櫻井委員長にも意見を伺いたい。

○教育総務課長

審査会に諮問してから、だいぶ時間がたった。審査会の判断は、答申するまでもない、却下でいいので諮問を取り下げてくださいということだ。これで教育委員会として裁決をして、審査請求人に通知をする。この通知後、本人がどのような対応をするかということになる。

○委員長

若干、解説をすると、不服申立てが提出されたときに、教育委員会が当然に諮問もしないで却下という判断をするのはリスクが大きい。一見にして明白に不適法、あるいは記述に誤りがあるというものではないから、一応、適法な不服申立てがあったものとして審査会の審査に回した。ところが、審査会がこの内容を見たときに、全部開示すると回答していて、ただ、本人だとわかるものを持ってきてくださいとしたときに、それが気に入らないと言ってきているものについては、これは不服申立てする利益自体がないよと、時間をかけて検討した結果、判断をしてくれたわけだ。そうすると、そもそも不服申立ての要件から、異議申立てとしては不適合と判断し、退けていいということだ。異議申立てや不服申立てを退ける場合の言葉は、「棄却」と「却下」である。適法なものではあったが、内容を審議したら貴方の言い分には理由がないというのが「棄却」である。本件の場合は、審査会の判断も踏まえて、そもそも全部開示なのだから、この人は文句をいう資格がない、異議申立てをすること自体が不適合なのだという判断だ。だから「却下」という決定になるということだ。

私はこの内容でよいと思うし、これで一応、最終的な決着となると思う。

ほかに、第3号議案について、質問、意見がなければ、原案どおり決定してよいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第3号議案について、原案どおり決定する。

続いて、第4号議案及び第5号議案について、一括して事務局からの説明を求める。

○教育総務課長

第4号議案及び第5号議案 学校事故に係る損害賠償額の専決処分報告について、説明する。

第4号議案と第5号議案の提案理由は、発生した日時は違っているが、大森第七中学

校野球ボール飛球に伴う屋根瓦損傷事故の損害賠償請求について、専決処分により賠償金の支払いを行ったため、地方自治法第180条に基づき、本件について区議会への報告を行うものである。報告は、本年第1回区議会定例会を予定している。

## 1 第4号議案

(1) 被害の内容 大森第七中学校第二校庭での野球部活動中、バッティング練習で生徒が打ったボールが高さ15メートルの防球ネットを越え、T氏宅の屋根瓦に当たり、当該屋根瓦の一部を破損した。

また、損傷箇所確認の際、居住者からの申し出及び校庭との位置関係等から、以前から同校野球部の野球ボールにより屋根瓦が破損していた蓋然性が高いことが判明した。居住地は大森第七中学校の第2グラウンドのホームベースがあり、左翼線側に隣接した住宅に被害が集中している。ここは平成17年から入居をされている。大体、平成17年頃から被害が出ていたのかと思うが、屋根なのでなかなか確認が取れなかったものである。

(2) 事故後の事務処理

ア 被害者に対しては、破損した屋根瓦の修理代を損害賠償する。

損害賠償の内容は、屋根瓦のコロニアルの部材の代金、足場を架けたり養生シートを張ったり、材料の運搬費や処分費といったものがあり、これらを損害賠償する。

イ 学校においては、練習方法を見直し飛球防止に努めている。

6月頃に説明会を開き、第2グラウンドでは練習試合の形式はさせない、顧問がいないと練習はさせない、社会教育関係団体にも同様に協力をお願いしている。

(3) 対応の経過

平成17年に建売住宅購入している。第18年9月に第二校庭の防球ネットのかさ上げ工事を行い、当時は13mだったが、2m上げて15mにした。平成19年11月には防球ネットの強化工事を行い、古くなった部分を補強した。平成22年1月に野球ボール飛球による屋根損傷被害の申し出があった。6月から10月までに住民説明会を3回実施した。個別に交渉したものもある。昨年11月に示談・交渉継続に関する意向調査を行い、この被害者とは今年の1月5日に示談書を取り交わした。この方の屋根損傷箇所は、16箇所であった。1月18日に賠償金41万3,553円を支払った。

## 2 第5号議案

(1) 被害の内容、(2) 事故後の事務処理については、第4号議案と同様である。

(3) 対応の経過等

説明会に出席した日は違うが、ほぼ同様の経過をたどり、この被害者とは1月6日に示談書を取り交わした。この方の屋根損傷箇所は、1箇所であった。1月18日に賠償金10万5,000円を支払った。

## 3 補足

大森第七中学校の関係では12世帯から被害の申し出があった。今の2件が示談である。この他、1件は示談に応じただけのことになっている。残り9世帯は、

専門の弁護士に対応を依頼する。

被害者には、大切な財産を損傷されたということで重大だと思っているが、一方で子どもたちにもものびのびと野球をさせたいという思いもあるので、練習ができるような技術的な方法がないかどうか、現在、検討中である。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

○野口委員

大森第七中学校は、以前の赴任校なので、心苦しい思いをしている。是非、対応をよろしくお願ひしたいと思う。学校のグラウンドで野球やサッカーをすると、ネットを張っていても出てしまうこともある。ドームにでもしない限り、ボールが外へ出ないようにするというのは不可能ではないか。こういう事故は、誠意を持って当たるしかないと思う。

もちろん、大森第七中学校だけに限ったことではないが、今後、損害賠償請求があり、専決処分により賠償金の支払いを行う度に、区議会へ報告するのか。

○教育総務課長

地方自治法で、公費で損害賠償をするときには議会の議決を経なければいけないことになっている。ただし、議会のあらかじめ定めた範囲内であれば、その報告だけでいいとなっている。損害賠償額が100万円以下の場合には、専決処分をして議会に報告すればいいということである。これから残り10世帯ございますので、順次、委員会に報告して、議会にも報告していくということになる。

○委員長

ほかに、第4号議案及び第5号議案について、質問、意見はあるか。  
(「なし」との声あり)

○委員長

では、第4号議案及び第5号議案について、原案どおり決定してよろしいか。  
(「異議なし」との声あり)

○委員長

では、第4号議案及び第5号議案について、原案どおり決定する。  
これをもって、平成23年第1回教育委員会定例会を閉会する。  
(午後3時00分閉会)